

令和7年第4回守山市農業委員会総会議事録

第4回守山市農業委員会総会を市役所2階防災会議室において招集する。

令和7年4月10日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第16号～議第18号

議第16号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第17号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第18号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第16号～報告第21号

- 報告第 16 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届
出の報告について
- 報告第 17 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届
出の報告について
- 報告第 18 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出につい
て
- 報告第 19 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解
約通知について
- 報告第 20 号 農地変更届出について
- 報告第 21 号 諸証明書の交付状況について

2 出席委員

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1 今井 清市 | 2 本城 康吉 | 3 杉江 和 |
| 4 國枝 敏孝 | 5 木村 喜代子 | 7 大島 常弘 |
| 8 村瀬 伸一郎 | 9 岡本 良一 | 10 高橋 謙二 |
| 11 服部 重信 | 12 辰市 祐洋 | 13 西 直幸 |
| 14 大崎 恭義 | 15 九重 智子 | 16 千代 博 |
| 17 今井 誠二 | 18 西出 登志和 | 19 寺田 安喜雄 |
| 20 西村 明弘 | 21 宇野 正 | 22 中島 耕治 |
| 23 西村 正秋 | 24 西村 潔 | 25 山本 麻紀代 |
| 26 秋山 新治 | | |

3 欠席委員

6 番 深尾 円

4 会議に出席した説明員および書記

説明員 局長 武田 雅義

局 員 参事 寺田 篤司

局 員 専門員 柿本 勝幸

局 員 指導員 岡田 裕次

○事務局

本総会は委員総数 26 名中 25 名の出席があり出席者数が過半数に達しておりますので、令和 7 年第 4 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

○議 長

それでは、令和 7 年第 4 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 3 件、報告案件 6 件の合計 9 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

続いて、現地確認者は、各地区の担当委員および今月の
現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委
員です。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

18 番 西出 登志和委員

20 番 西村 明弘委員

を指名いたします。

○議 長

それでは、議題に入ります。議第 16 号を議題といたし
ます。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 16 号 農地法第 3 条第 1 項の規
定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 16 号の提案理由をご説明申し上げます。議案書 1 ページ、位置図は 3 条 1 番からとなります。

これは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、7 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 3/28)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 1,155 平方メートルの田です。

譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、131.1 アール、通作距離は 0.6 キロメートルです。

2 番の案件です。(位置図 4/28)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 810 平方メートルの田です。

譲渡人は、大阪府豊中市〇〇 〇丁目〇〇番〇ー〇〇〇
号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、京都市〇〇区
〇〇〇〇〇〇町〇〇番地〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で
す。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受
人の現在の経営面積は、0 アール、通作距離は譲受人は実際
に草津市〇〇町で生活をしておられるとのことで、11.1 キ
ロメートルです。

3 番の案件です。(位置図 5~6/28)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 1,190 平方
メートルの田 および〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 842
平方メートルの畑 同じく〇〇〇〇番〇 258 平方メー
トルの畑、以上3筆合計で2,290平方メートルです。

譲渡人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。
譲受人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳
です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受
人の現在の経営面積は、254.7 アール、通作距離は0.6 キロ
メートルです。

4番の案件です。(位置図 7/28)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 386 平方メートルの畑 同じく〇〇〇〇番〇 9.91 平方メートルの田、2筆合計 395.91 平方メートルです。

譲渡人は、大阪府豊中市〇〇 〇丁目〇番〇ー〇〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、草津市〇〇町〇〇 〇番地〇〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、155.5 アール、通作距離は 5.9 キロメートルです。

5番の案件です。(位置図 8~9/28)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 1,220 平方メートルの畑 同じく〇〇〇〇番 969 平方メートルの畑で、譲渡人は、兵庫県神戸市〇区〇〇〇〇町〇丁目〇〇番地〇〇〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳と、大津市〇〇町〇〇番〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。および〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 904 平方メートルの畑、および〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 1,300 平方メートルの畑で、合計 4 筆で 4,393 平方メートルです。

譲受人は、草津市〇〇町〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇

さん ○○歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、155.5 アール、通作距離は 6.9 キロメートルと 6.7 キロメートルです。

6 番の案件です。(位置図 10/28)

土地の所在地は、○○町 ○○ ○○○○番 985 平方メートルの田で、譲渡人は、○○町○○○番地 ○○ ○○さん ○○歳。譲受人は、○○町○○○○番地 有限会社○○○ 代表取締役 ○○ ○○ さんです。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、3,128.6 アール、通作距離は 4.0 キロメートルです。

7 番の案件です。(位置図 11/28)

土地の所在地は、○○町 ○○○ ○○○○番○ 961 平方メートルの田および○○町 ○○ ○○○○番 868 平方メートルの田、2 筆合計 1,829 平方メートルです。

譲渡人は、東近江市○○町○○○番地○ ○○ ○○さん ○○歳、および和歌山県和歌山市○○ ○○○○番地○○○ ○○ ○○さん ○○歳、野洲市○○ ○○○○番地○○ ○○ ○○ さん ○○歳、野洲市○○

〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、譲受人は、〇
〇町〇〇〇〇－〇 株式会社〇〇〇 代表取締役 〇〇
〇〇 さんです。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、2,192.9 アール、通作距離は 1.9 キロメートルです。

以上の件につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件につきましては、正當に耕作等を実施されるため該当しません。

また、第 2 号の法人要件については、有限会社〇〇〇と株式会社〇〇〇はいずれも農地所有適格法人であり、問題ありません。

また、第 3 号の信託要件についても該当せず、第 4 号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第 5 号の貸借による他への貸付もなく、第 6 号の周辺農地利用に支障も来しません。

このことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第 16 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

では、1番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

問題ないと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

続いて、2番を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

それでは、ご報告いたします。場所的には、○○道路沿いの○○○○がある南側です。譲受人は、○○町に友人がおられ、農機具等はその友人に借り入れされ農業をされるということで、問題はありません。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

続いて、3番を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

当該地の田は、譲受人が耕作していた田で、地域計画の一部見直しをしており、問題はありません。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長

続いて、4番と5番を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

4番について、譲渡人は、大阪府豊中市に在住されており当該地を管理できていない状況です。譲受人は、草津市在住の方ですが、守山市内で農業に従事されております。また、農地の規模拡大を進めておられるところでもあり、遊休農地の解消となり問題はありません。

次に、5番について、○○町○○○○番と○○○○番の畑の譲渡人は、2名の共有名義で神戸市と大津市在住で管理ができていません。また、○○町○○○○番と○○○○番の畑の譲渡人は、先程の神戸市在住の方で管理ができていません。譲受人は、4番と同様の方であり、いずれも遊休農地の解消となり問題はありません。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長

続いて、6番の案件を●● ●●委員に申し上げます。

○●番 ●● ●●委員

譲渡人は、耕作規模の縮小を考えておられます。譲受人

は、大規模に耕作をされている法人であり問題ありません。
ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

続いて、7番の案件を●● ●●委員に申し上げます。

○●番 ●● ●●委員

譲渡人4名は、兄弟姉妹で〇〇に在住でした。譲受人は、
〇〇在住の認定農業者です。耕作放棄地の解消にもなり問題ありません。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を
いたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議あり
ませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は、許可相当とす

ることに決しました。

○議 長 （会議規則第7条議題の宣言）

次に、議第17号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第17号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 （会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第17号の提案理由をご説明申し上げます。議案書は3ページ、位置図は28分の12ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利移動の伴わない自己転用の案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は1件でございます。

1 番の案件です。(位置図 13~14/28)

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番 254 平方メートルの畑で、現況は宅地です。同じく〇〇〇番〇 145 平方メートルの畑で現況は宅地、2筆合計で 399 平方メートルです。申請人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。転用の事由は、住宅敷地ということで、昭和 51 年頃に住宅の建築がされた無断転用是正案件で、新たに工事などが行われるものではありません。

立地基準の判断については、集落内であり、住宅等が連たんしている区域内であることから、第 3 種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第 17 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の●● ●●担当委員から、確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

この案件は、建築を計画される中で、農地の無断転用

に気づかれ無断転用是正をされるものです。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することとはございませんか。

○当番委員（●● ●●委員）

問題ないと判断いたしました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

（会議規則第10条発言） 「無し」の声有り

○議長 （会議規則第17条第2項 簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。議第17号については許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（会議規則第10条発言） 「異議無し」の声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件については、許可相当とすることに決しました。

○議長（会議規則第7条議題の宣言）

次に、議第18号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第18号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局（会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第18号の提案理由をご説明申し上げます。議案書は4ページ、位置図は28分の15ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は2件でございます。

1番の案件です。(位置図 16～17/28)

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 243平方メートルの田で、譲渡人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さ

ん ○○歳。譲受人は、○○町○○○番地 ○○ ○○
さん ○○歳です。

渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり
で、契約内容は贈与。転用の事由は専用住宅です。備考欄
に記載のとおり、○○町地区地区計画区域内で父の土地に
子が住宅を建築されるもので、開発許可に該当します。な
お、転用しない部分は、畑として利用されることになりま
す。

立地基準の判断については、都市計画法により定められ
た用途地域であるため第3種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問
題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可
相当と考えます。

2番の案件です。(位置図 18～19/28)

申請地は、○○町 ○○○ ○○○番○○ 182平方メ
ートルの畑で、譲渡人は、○○町○○○番地 ○○ ○○
さん ○○歳。譲受人は、大津市○○ ○丁目○番○号
株式会社 ○○ 代表取締役 ○○ ○○ さんです。

渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり
で、契約内容は売買。転用の事由は資材置場です。譲受人

は、周辺の〇〇町・〇〇町地先で 60 区画ほどの分譲宅地の計画があり、そのための土木・建設資材を置く計画となっています。備考欄に記載のとおり、〇〇町地区地区計画区域内となります。

立地基準の判断については、水管等 2 種類以上埋設する道路の沿道で 500m 以内に〇〇小学校と〇〇こども園があることから、第 3 種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第 18 号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

まず、1 番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

この案件は、特に問題ありません。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、2番の案件を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

この案件は、特に問題ありません。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか。

○当番委員 (●● ●●委員)

1番、2番ともに問題ないと判断いたしました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。議第18号については許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件については、許可相当とすることに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 16 号から報告第 21 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告いたします。

報告第 16 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による
届出の報告について

2 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 17 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による
届出の報告について

3 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 18 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出につ
いて

3 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 19 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸
借解約通知について

6 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 20 号 農地変更届出について

1 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 21 号 諸証明書の交付状況について

2 件の届出です。内容については記載の通りです。

以上です。

○議長 長

ご苦勞様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何か質問はありませんか。

===== 「無し」 の声有り =====

○議長 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 2 時 38 分)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成した。

令和7年4月11日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第18条の規定により下記に署名する。

18番 西出 登志和 委員

20番 西村 明弘 委員